

# 宇和文化会館友の会会則

## (名 称)

第1条 この会は宇和文化会館友の会(以下「友の会」という。)と称する。

## (目 的)

第2条 友の会は、宇和文化会館(以下「会館」という。)が自主企画として優れた文化事業を提供し、地域文化の発展に寄与する趣旨に賛同し、次のことを目的とする。

- (1) 公演に対する入場券の販売促進および側面的援助を行う。
- (2) 音楽、演劇、映画等の鑑賞を通じ、豊かな情操と優れた人間性を養う。
- (3) 優れた演劇や音楽・映画等を会員組織で鑑賞し、話し合って会員相互の親睦を深める。

## (事業の協力)

第3条 友の会は、前条の趣旨を達成するため、次の事業を行うことに協力するものとする。

- (1) 会館自主事業に関する意見の具申と情報の交換
- (2) 優れた演劇・音楽等の発表や鑑賞会の開催
- (3) その他前条の目的達成に必要な事業
- (4) 前2・3項を実現するため、友の会内で実行委員会を設置することができる

## (会員の資格)

第4条 友の会員は、演劇・音楽・映画等を愛好し、会の目的に賛同して会費等を納入した個人、若しくは法人 A 会員及びB会員、または特別会員をいう。

## (入会金・会費)

第5条 友の会に入会するときは、入会金とその年度の会費を納入しなければならない。

## (脱 会)

第6条 脱会は自由とする。ただし、入会金及びその年度の納入済み会費は返却しない。

(役員)

第7条 この会に次の役員をおく。

運営委員代表1名、運営委員若干名、監事2名、事務局長1名

1. 運営委員代表、運営委員、監事、事務局長は、総会において選出する。
2. 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会)

第8条 会員の参加者をもって総会を構成する。

総会は、会則の改廃、事業計画、予算、決算、役員選任、その他必要な事項について協議決定する。

(運営委員会)

第9条 この会は、必要に応じ、運営委員会を開き、総会の決定に基づく事項のほか、この会の運営に関して必要な事項を審議決定する。

(経費)

第10条 この会の運営に関する経費は、次の収入に賄う。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金
- (3) その他収入

(会計年度)

第11条 この会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

- 1 この会則は平成7年1月8日から施行する。
- 2 この会則は平成17年3月18日から改正実施する。(名称変更)